

## 福井市庁舎本館地下1階食堂運営事業者募集要領

この要領は、来庁者や市役所職員の憩いの場として広く親しまれる雰囲気と質の高いサービスが提供できる福井市庁舎本館地下1階食堂（以下「地下食堂」という。）を運営する事業者（運営事業者）をプロポーザル方式により公募するにあたり、必要な事項を定める。

### 1 施設概要

#### (1) 市庁舎概要

ア 名 称	福井市庁舎本館
イ 所 在	福井市大手3丁目10-1
ウ 建 物 構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造 陸屋根 地上9階地下2階建
エ 延 床 面 積	18,648.84㎡
オ 開 庁 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
カ 閉 庁 日	土日祝、年末年始（12月29日から翌年1月3日）
キ そ の 他	本庁舎及内び敷地内は全面禁煙
ク 参 考（職員数）	1,187人（令和6年4月1日時点、再任用及び会計年度任用職員含む）

#### (2) 地下食堂概要

ア 場 所	市庁舎本館地下1階
イ 面 積	約280.82㎡（ショーケース、食券販売機設置場所を含む） （内訳） 客席 181.06㎡ 厨房等 99.76㎡（賃貸借対象場所）
ウ 平 面 図	別添「レイアウト図」参照

### 2 業務内容、条件等

別紙1「福井市庁舎本館地下1階食堂運営事業者募集仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### 3 選定スケジュール

選定までのスケジュールは次のとおりとする。

公表	令和7年 2月20日（木）
現地説明会	3月 4日（火） 午後4時から
質問受付締切	3月10日（月） 午後4時必着
質問への回答	3月13日（木）
応募申込書提出締切	3月18日（火） 午後5時必着
企画提案書提出締切	3月25日（火） 午後5時必着
プレゼンテーション（選定委員会）	4月10日以降（提案者に別途通知）
選定結果通知	4月下旬以降 提案者全員に通知
契約締結	5月中旬

### 4 現地説明会

- (1) 日 時 令和7年3月4日（火） 午後4時から
- (2) 場 所 市庁舎本館地下1階 地下食堂
- (3) 参加方法 参加希望者は、現地説明会の前日正午までに現地説明会参加申込書（様式1）を「11 問い合わせ先」に提出すること。（郵送、FAX、電子メール）
- (4) 留意事項 ①参加人数は1事業者につき、3名までとする。  
②メールには、事業者名、担当部署名、担当者名、連絡先（日中連絡のつく電

- 話番号) 及び参加人数を記載する。  
③説明会当日の質疑は受け付けないため、別途、質問票(様式2)で行うこと。

## 5 質問の受付及び回答

- (1) 質問は、質問票(様式2)により行うものとする。(郵送、FAX、電子メール)
- (2) 質問の受付期間は、現地説明会終了後から、3月10日(月)午後4時までとする。  
※郵送は提出期限日必着。
- (3) 回答は、令和7年3月13日(木)までに福井市ホームページに掲載する。

## 6 参加資格

- (1) 県内に本社や営業所などを有する法人又は県内に住所を有する個人であること。
- (2) 令和7年2月20日時点で、飲食店やレストランの運営に携わった経験が1年以上あること。
- (3) 令和7年1月1日時点で過去1年間の営業販売に関して所管行政庁から食品衛生法又は各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取消、営業の禁止又は営業の停止の行政処分を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)及び暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (8) 参加申込をする時点において、本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次に掲げる資本的関係又は人的関係を有しないこと。
  - ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む)。
  - イ 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係。
  - ウ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係。
  - エ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係。
  - オ 本プロポーザルにおいて事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合には、その組合員又は会員同士の関係。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 7 応募方法

- 応募申込書の提出書類一式及び企画提案書を提出のうえ、プレゼンテーションに参加すること。  
企画提案書は可能な限り具体的に記入すること。

(1) 応募申込書

ア 提出書類一式

	提出書類
共通	応募申込書（様式3） 業務運営の実績（様式4） 誓約書（様式5）
<法人の場合>	定款の写し 登記事項証明書 企業概要（事業概要、組織、社歴等記載のもの） 直近2期分の決算書 市税の滞納のない旨の証明書
<個人の場合>	身分証明書の写し 市税の滞納のない旨の証明書

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 令和7年3月18日（火）午後5時までとする。

エ 提出方法 持参又は郵送によること。※郵送は配達記録が残るものに限る。

オ 提出先 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1地  
福井市役所財政部施設活用推進課 担当：吉田あて

(2) 企画提案書

企画提案書の内容は別紙1の仕様書の内容に即し、別紙2の「企画提案書作成要領」により作成するものとする。

ア 提出書類 企画提案書（様式6）

イ 提出部数 3部

ウ 提出期限 令和7年3月25日（火）午後5時までとする。

エ 提出方法 (1)のエに同じ。

オ 提出先 (1)のオに同じ。

(3) 応募費用の負担

応募に際して必要となる経費はすべて提案者の負担とする。

(4) 辞退

応募申込書の提出を行った後に辞退する場合は、速やかに市に連絡を行ったうえで辞退届（任意様式）を、上記（2）の提出期限までに提出すること。

## 8 運営事業者の選定について

福井市庁舎本館地下1階食堂運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案者によるプレゼンテーションを実施のうえ、選定委員会による審査にて選定する。

(1) 選定委員会

ア 日時 令和7年4月10日以降（提案者に別途通知）

イ 場所 福井市役所内会議室

ウ 方法 プレゼンテーション及び質疑応答

- ・1提案者につき20分（説明15分、質問5分）
- ・プレゼンテーションに参加できる者は、1提案者につき3名までとし、先に提出済みの企画提案書に基づき行うものとする。
- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ・使用するスクリーン、プロジェクターは本市で準備する。（PC、ケーブルは準備すること）
- ・選定委員会当日の企画提案書等の差替え及び追加は認めない。

(2) 審査基準 別紙3のとおり

(3) 選定結果の通知

結果は、提案者全員に書面で通知するとともに福井市ホームページで公表する。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合には、失格とする。なお、運営事業者に決定した後であっても該当するに至った場合は運営事業者としての資格を失うものとする。また、これにより提案者に損害又は損失が生じて、市はその賠償又は補償の責任を負わない。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由なくして、市の指定する期日までに所定の手続きに応じなかったとき
- (4) 選定された運営事業者の資金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が困難であると市が判断したとき
- (5) その他この要項に定める事項に反し、又は著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者としてふさわしくないと市が判断したとき

なお、上記の理由により資格が取消された場合は、他の提案者の中から総合的に審査し、運営事業者を決定する。

10 その他

- (1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法第51号）に定めるものとする。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、選定後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 飲食業の許可等運営に必要な許可申請の一切は運営事業者において行うこと。

11 問い合わせ先

〒910-8511

福井市大手3丁目10番1地

福井市役所財政部施設活用推進課

TEL 0776-20-5275

FAX 0776-20-5778

メールアドレス sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp

(別添)

レイアウト図

